

在来木本類(播種)による法面緑化の手引き(案) H14.3 適用の注意と補足.

平成 15年 10月

国土交通省四国地方整備局 四国技術事務所
(社)全国特定法面保護協会 四国地方支部

A. 在来木本類(播種)による法面緑化の手引き(案) H14.3 の Q& A

<全国特定法面保護協会 四国支部> 平成 15年 10月

1. 種子の入手について <2-4-3種子(2)種子の入手 p2-26 >

四国地方整備局の在来木本類(播種)による法面緑化の手引き(案)

質 問

手引き(案)に、在来木本類の種子は市場性が低く流通経路や保管量に限りがあるため、種子の予約を行なうとともに、(社)全国特定法面保護協会を通じて入手すると記されているが、協会へ予約すると必要な在来木本類の種子を入手することができるのでしょうか？

また、四国管内以外でも協会を通じて予約や入手ができるのでしょうか。

回 答

従来から使用されている外来草本類の種子に比べて、在来木本類の種子は使用頻度が少なく、種苗会社での保存量も比較的少ないのが現状です。また、殆どの樹種の採種時期は秋のため、樹種によっては即座に入手できないことがあります。従って、計画段階から施工時期に必要な在来木本類の種類と量の確認や確保、あるいは樹種によっては採種を行っておくことが必要です。

一方、樹種や量によりますが、在来木本類を保管・保存している、または採種できる種苗会社や施工会社は、現在は数社に限られており、樹種によっても会社が異なっています。このため四国管内では、当面は試行的に(社)全国特定法面保護協会四国地方支部から保管している会社や保管種子のアドバイスを受けつつ、樹種や量の確認を行い、設計に反映したいと考えています。

手引き(案)には、(社)全国特定法面保護協会を通じて種子を入手との記述にはなっていますが、必要量を確保するために、樹種やその量の確認のアドバイスを受けることに重点を置いていると理解ください。

また、この手引き(案)は四国管内を対象としたもので、全国的なものではありません。